

臨時政府期におけるエスエルの農業政策 についての一考察

一 色 義 和

【要約】 一九世紀後半のロシア・ナロードニキの伝統を色濃く受継ぎ、二十世紀初頭に組織されたエスエル党（社会主義者―革命家党）は、ロシアにおける農業―土地問題の解決をその主要な政治課題として掲げていた。そして、一九一七年初頭ロシアにおこった革命はエステルたちにとり、彼らの《土地社会化》を中心とした農業―土地綱領を自らの手で実現する絶好の機会であった。だが、彼らエステルは革命初期、ソヴェト組織などを通じ、大衆とりわけ農民の強い支持を確保しえたにもかかわらず、結局彼らがその一翼を担っていた臨時政府の倒壊とともに、自らの手で土地改革を実現する好機を失ったのである。本稿は、このような彼らの政治的敗北の一因を、この年の彼らの農業―土地問題に対する基本の方針、そして中央において臨時政府が倒れた十月末に至るまでの間の実際の行動の分析を通じ、明らかにしようとするところみである。

史林 五八巻五号 一九七五年九月

はじめに

一九一七年二月ロシアに生じた革命の中心的課題の一つは、農業・土地問題の解決であった。この問題は、一九世紀以来のナロードニキの伝統を受継ぎ、《土地と自由》《土地社会化》を旗標とし、自ら農民の党を名乗っていたエスエル〔正式には社会主義者―革命家党であるが、本稿ではこう略称する〕にとり、とりわけ重要な意味をもっていた。そのことは、例えば、この年に開催された党大会で、この党の農業問題の専門家の一人ブィホフスキー H. S. Bikhovskii が、《これが我々の中心問題であることを忘れてはならない。これに失敗すれば我々は終りである》と述べていることから、

容易に窺い知ることができる。

本稿は、この年の二月から十月の間、つまり臨時政府が存続していた時期に、二月以降大衆内に最大の影響力をもつ政党として活動しえたエスエルが、より正確にはその中央における指導者たちが、自己の存亡に関すると考えた農業・土地問題に対し、どのように対処しようとしたのか、その点を明らかにすることを目的としている。ただし、本稿では論点を、彼らが主張した臨時措置の問題に絞り、それゆえ、《土地社会化》の理論それ自体の詳細な検討は他の機会に譲らねばならない。

ところで、以上述べたようなテーマに関しては、わが国においてもすでに高岡健次郎の研究^③があるほか、直接・間接に関連する研究が少なからず公にされている。^④また、外国においても、ラドキーの先駆的なエスエル研究^⑤に加え、ソ連邦でも近年グセフの研究をはじめとして、概ね極めて否定的な見方からのものではあるが、エスエル関係の研究がいくつも公にされている。^⑥しかし、これらの中でもエスエルに関する本格的研究の先鞭をつけたラドキーの研究は、今なお研究史上最も重要な位置を占めているといわねばならないであろう。

本稿も、このようなラドキーの研究に多くの示唆をえたものであるが、論をすすめるにあたっては、まず第一に、当時のエスエルの中央機関紙たる《チェロ・ナロード》^⑦や、党大会の議事録などを利用し、より詳細な記述をめざしたい。そして同時に、ラドキーの研究では十分には論じられていないくらいのある、中央や地方の土地委員会などの問題をも、エスエルとの関係からとらえなおすことにより、農業・土地問題におけるエスエル指導者たちの構想と現実の政治過程に関する分析を、より明確なものにしてゆく所存である。

① 本稿の日付は全て旧暦による。

② Третий съезд партии коммунистов-революционеров, Петроград, 1917, стр. 258. 以下 III съезд と略す。

③ 「エスエルの農業綱領の性格とその結末について」『歴史学研究』

No. 272 (一九六三年)等。

④ 例えば、和田春樹「ロシア革命における農民革命」(『近代革命の研究(下)』一九七三年所収)、長尾久『ロシア十月革命』一九七二年、同『ロシア十月革命の研究』一九七三年、等。

⑤ Radkey O. H., *The agrarian foes of bolshevism. Promise and default of the Russian Socialist Revolutionaries. February to October*, N. Y. and London, 1958. *The sickle under the hammer. The Russian Socialist Revolutionaries in the Early Months of Soviet Rule*, N. Y. and London, 1963.

⑥ 例として Tyca K. B., *Kpax narpин ревах асепор*, M., 1963; *Гарниан B. B., Kax асепу наменни асепи апарпоти нпрпание*, «Вопроси

Истории» No. 7, 1965; Tyca K. B., Ерниан X. A. От сорплатер-астр к контрпсеполици. Очерки нприни политрического банпр-астр и нпрени парти социалистр-революционер, M., 1968 等。
⑦ 正式に党中央委員会機関紙のタイトルをあたったのは No. 76 (VI 16) 号からであり、それまではエスエル党機関紙「ペトログラト委員会機関紙」であったが実質的に中央機関紙の役割をはたしていたといえる。

第一章 エスエルの基本構想——経過措置の内容

一)

一九一七年二月以後の農業、土地問題でのエスエルの基本姿勢は、三月初のペトログラト州の党組織会議の決定にすでに窺うことができる。それは、全ての土地はそれを耕す勤労人民に属すべきであり、土地の私的所有は認めないという党の綱領的立場にたつて、この目標が人民の意思の完全な表現者たる制憲議会を通じ立法的方法によってのみ実現されるのであり、私有地の即時略奪は認められないというものであった。^① また翌日の機関紙の論説もこの決定を引用し、党の主張する《土地社会化》と土地の勝手な略奪との間には何ら共通のものはないと断言し、農民に、自己組織化と《勤労人民に土地も自由も与えてくれる》制憲議会の選挙への準備を呼びかけ、《土地社会化を個人的な利益のための勝手な土地略奪で妨げるな!》というスローガンを掲げたのであった。

党の理論的中心人物であったチェルノフ B. M. Чернов も、四月初に帰国するや次の様に主張した。第一国会の時には、それには何も期待できず、農民による土地の組織的略奪・臨時管理が唯一の問題解決の方法であった。だが今や状況は一変しており、《制憲議会におけるこの問題の正しく整備された解決への幅広い道》が開けている。それゆえ、制憲議会を通じての農業問題の解決が、《唯一無条件に受入れられる》スローガンなのだ、と。^②

このように、当時、チェルノーフをはじめエスエルの指導者たちは、農民の直接的行動が農村内に内訌をひきおこし、党の綱領の実現の妨げになると考えた。その結果、彼らは、この年はじめから、一九〇五年当時の《農民による地主地の組織的略奪》というスローガンをもちだすことをしなかつたのである。

しかし彼らは、全農業ウクラートの組織的加工・新農業法典の作成を制憲議会に委ねるだけでなく、それまで《勤労的土地利用を最大限展開させる》^④若干の暫定措置を講ずることが必要だと考えていた。

具体的には、例えば、三月末のモスクワの党会議は、郷・郡・県の社会委員会やそれに付属した特別の土地委員会が土地改革の準備に着手すること、臨時政府がいわゆるストルィピン法の効力を停止し、同時に土地売買を即時禁止することを要求していた。^⑤四月初の第二回ベトログラート市会議も次の様な経過措置を要求していた。第一に、臨時政府が土地取引禁止法を出すこと。第二に、中央及び県・郡都に土地委員会を創設し、前者には土地改革の準備作業に加えて、不適切な現行法規の効力停止（「ストルィピン法はこれに該当しよう」）、地方土地委員会への指令、土地関係の臨時規準の作成等の任務を与え、後者には全土地フォンドの管理、その臨時利用のための農民間での割当、臨時勤労規準と制憲議会の決定まで取用されない最小限の耕地の確定、地方における全ての土地関係の調整、土地課税額の決定、収用地所有者からの農具の没収、その規準の作成等の任務を与えること。更に、地方土地委員会に付属して土地関係の調停委員会を創設し、他の以前の土地関係機関の機能を停止することを要求したのであった。^⑥会議での報告者ブィホフスキーによれば、この、農民内の内輪もめを防ぎ、《農民大衆の土地渴望を即座に満足させる》ために、地主地・国有地・御料地等取用さるべき全ての土地フォンドを、特別の組織——土地委員会が収用して制憲議会まで臨時利用のために管理するという措置は、地主を既成事実の前に立たせ、制憲議会できより従順にさせるはずであった。^⑦この見通しの是非はともかく、以上述べた会議の決定の中に、制憲議会まで土地フォンドを管理・保全することを中心に考えられた、エスエルたちのいう経過措置の基本点——ストルィピン法の停止、土地取引の禁止、土地委員会システムによる土地の管理——を見出すことができる。

ただ、土地委員会の問題、とくにその権限に関しては党内意見はまだ一致してはいなかった。この点で、今ひいたペトログラート会議の決定は、後の経過からみてもむしろ左派的といつてよい。四月末の中央州会議は土地委員会の任務を制憲議会までの資料の準備、地主との協定による借地関係の調整、放牧地等の利用の調整、空闲地の播種の組織、余剰農具の利用等に限っていたし、^⑤五月の全ロシア農民大会での発言でマスロフ C. П. Маслов は、土地の土地委員会管理下への移行を経過措置に含めてはいなかったのである。^⑥土地の土地委員会管理下への移行という要求が少くとも形の上で全党的に根を下したのは、後述するように全ロシア農民大会での農業決議の採択以後のことであったと考えられる。^⑦

その間、四月二十一日に臨時政府は、中央及び地方に土地委員会を創設するとの決定を行った。それによると、土地委員会は土地改革の準備、制憲議会による土地問題の解決までの臨時方策の作成のために農務省管轄下に組織された。中央土地委員会は、土地改革の準備作業をするとともに、必要ならば農相を通じ旧来の法律の制限や停止、旧土地関係機関の廃止、土地関係面での臨時国家机关の活動の管理・調整等につき政府に提案できた。一方、県・郡の地方土地委員会は、改革の準備に加え、中央権力の決定を履行し、土地関係の争いを解決し、その際必要ならば仲裁委員会を創設し、更に土地関係の問題で執行命令を出す権限が与えられた。ただ、その活動は現行法及び政府決定の範囲を逸脱してはならなかった。また、土地委員会システムの中で農村住民に最も密接な存在となるであろう郷土地委員会の創設は義務ではなく、その権限も郡土地委員会が定めると規定されていた。^⑧

このような内容の政府決定に対するエスエルの評価は、先に述べた理由から必ずしも一様ではなかった。マスロフのよいうに、概ね満足しうると考えた者もあったが、^⑨後に明らかになるように、権限の面だけでなく構成員の面でも多くは不満であったと思われる。ともかく、この決定が公にされた時、党中央機関紙の論説は、政府決定により組織される土地委員会が《新しい農業体制の創出を準備しはじめ》^⑩だろうと認めながらも、当時の権力構造、つまり臨時政府とそれを統御する労兵ソヴェトという図式を、土地委員会と勤労農民に直接選ばれる《闘いの機関》たる農民ソヴェトとの間に生み

だすことの必要性を力説していた。^⑭

この論説にも窺われるように、以後エスエルたちは、彼ら自身経過措置の中心にすえて考えていた《地方土地委員会が、地方の農民ソヴェトに後押しされ組織されるなら農民大衆の目には最も権威あるものに映ろう》との予測のもとに、農民ソヴェトの掌握↓土地委員会内でのヘゲモニーの確保↓土地委員会を通じての具体的方策の実施という方針にそって、農民ソヴェトや土地委員会の組織化に積極的に介入してゆくようになる。その評細は後でみることにし、先に、五月末の党大会までの経過にふれておかねばならない。

(二)

今みたように、当時エスエルにとり農民ソヴェトは非常に重要な存在となっていた。もっとも、二月以後しばらくの間は、エスエルたちは農民の早急の組織化の必要を認めながらも、彼らの間には組織方法について方針は一定してはいなかった。一九〇五年以来の農民組合という名称がしばしばあらわれ、^⑮地方ではこの名称の組織が多くなるので生れていた。^⑯また党内の一部には、農民組織から常設のソヴェトをつくることはそれらが統治機関に変わろうとするだろうから許すべきでない、という議論を展開する者もあった。^⑰だが、三月末の全ロシア協同組合大会が全国的な農民ソヴェトの組織化を決定したことが一つの大きな転機となつて、エスエルたちは、独自の党派的な動きを示した全ロシア農民組合に対抗して、それとは別に、より無党派的性格をもち、《大衆的な最も合理的な農民の組織形態》^⑱であるソヴェトに農民を組織し、それに勤労農民の意思の表現者として制憲議会の準備をし、それまで政府機関を統御する役割を与えようとするようになった。彼らはそれ以後、全国的な農民ソヴェト網の組織化をめざすとともに、勤労人民——労働者・農民——の単一の組織化、つまり《農民ソヴェトと労兵ソヴェトを単一の農労兵ソヴェトに合体する》という主張を掲げながら、五月初に予定されていた全ロシア農民大会に向けて活発な活動を展開していったのであった。^⑲

その間の具体的経緯についてはここでは省略するが、エスエルは五月初にこの大会が開かれた時、代議員の多数を自党の支持者で固め、大会の主導権を握ることに成功した。^②だがそのことは、彼らの代表が大会で披歴した党の農業政策が、地方や軍からの農民代表たちに無条件に受入れられたということの意味するものではなかった。むしろ結果的には、大会はエスエル指導者たちが自らの政策を農民代表の批判に晒し、農民代表たちの要求をある程度受入れることによって、それを練り直す場となったのである。この意味で、この大会は、とりわけ農業問題において、エスエルたちが党大会を前にして党の政策のあるべき姿を確認する場となったといえることができる。

この点を考慮して、若干複雑ではあるが農民大会について述べておかねばならない。

大会で農業問題の討論が始められたのは五月十六日のことであった。エスエルを中心としてナロードニキ諸派から六人が報告にたった。その中で今問題にしている制憲議会までの経過措置にふれたのは、主に、協同組合との関係が深く、党内では右派的とみなされていたマスロフであった。彼が主張したことは次の点に要約できる。(1)土地取引と、いわゆるストルイピン法の適用を停止すること。(2)土地略奪を防止すること。(3)奴隸的土地関係を弱めるために、借地料の調整、小作地の合理的分配に地方土地委員会が介入すること。(4)不播地が残らぬように、誰の土地であれ所有者が利用できない、あるいは利用しない土地を一定の条件で一農期、希望者に引渡すこと。(5)土地関係の争いの解決のために、農民と地主の代表からなる調停委員会を、また土地委員会を、農民ソヴェトが積極的に関与して組織すること。^③

彼が報告で、土地の土地委員会への移行に言及しなかったことは先に述べた。^④その点を除けば彼の論点は当時のエスエルの主張としては平均的なものであったように思われる。つまり、彼らは概ね、制憲議会までは土地所有権には手を触れず、より合理的で有効な形で土地の利用を図り、その一方で土地は農民の略奪からも地主の破壊行為からも断固保全する、という立場を議論の前提としていたからである。だが彼らのこの姿勢は、彼らと地方や軍内の状況を背後にした平の大会代議員たちの気分の間に深刻な齟齬を生んでいたようである。この点について大会のエスエル指導者の一人グレヴィ

チ В. Д. Гуревич は後に、《我々が大会の気分を、地方の全ての農民の気分と同じく、正しく学びとらなかつたことが明らかとなった。土地改革の熟慮された入念な準備と未来の土地の組織的分配には、実際のところ農民は何ら反対してはなかつた。だがこのことは決して彼らが来るべき幸せを単に受身的に待つ用意があるということを意味しなかつた。…農民たちは、地主地の即時分配を主張せずとも、それを地主たちからとりあげ、国有財産に移すか、公式にそれを布告することだけでも熱心に獲得しようとしたのであつた》と述べている^⑤。ともかくエスエル指導者たちは農民代表たちのこの要求を無視することはできなかつた。農業決議の投票が近づくにつれ大会のエスエル・フラクション内の雰囲気も厳しさを増した。このような状況を打開しようとエスエル指導者たちは州や軍ごとの会議をひらき説得にあつた。また投票の前日二十四日にはチエルノフが再び発言し、彼自身農相の職を務めていた政府の施策にふれながら《誰に土地を分配するかを言うのは政府ではない。いかにして、いかなる条件でそれを人民の利用に移すのかを決めるのは政府ではない。土地委の姿をとる人民が…決めるのである。…こうして、最終的な改革のみならず準備の仕事が今より人民の手中にある》のだと訴えた^⑥。夜の会議でも彼は代議員たちの質問に答え、略奪が何故いけないのか、組織的略奪というポリンエヴィキのスローガンが何故受け入れられないのか等々、繰返し説明し代議員たちの同意をとりつけるために努力せねばならなかつた^⑦。結局、エスエル指導者たちは同夜自党の代議員の会議を開き、農民代表たちの主張をかなりとりこんで《全てを仲直りさせるゴムの定式》「グレイヴィチ」^⑧の決議をつくり、翌二十五日には、反対二、棄権一という圧倒的多数でそれを農民大会に採択させることに成功したのであつた^⑨。

このようないわば妥協の産物であつたとはいへ、この決議は《今後、制憲議会における土地問題の最終的解決のみならず…地方及び中央土地委員会によるこの解決への全ての準備作業は、勤労住民自身の手中に移行する》との宣言に始まる。そしてまず、農民ソヴェトの緊急の課題が、郷・郡ゼムストボ選挙の組織化と、それに付属して《国家・修道院・教会・個人地主の全ての土地を買戻金なしで平等・勤労利用のために全人民的資産に移行する》という原則が、土地改革の準

備作業の基本となるように土地委員会を組織》することである、と確認している。更に、政府に対して、土地改革の準備と実現の面で勤労人民の意思の自由な発現に全幅の支持を与えるよう要求している。具体的には決議では、全ての土地を土地委員会の管理下に移すことを前提に、土地委員会が、耕作・播種・取入れ等の方法の決定権をもち、労働力を管理・分配し、農業機器を没収して共同的原则によって全面的に利用するための方策を構じ、また役畜を有効に利用することが要求されている。また、土地委員会に、借地料、その支払い方法、農業労賃等の決定を委ねること、そしてこれは非常に重要な点であるが、これらの問題で全国家的方策が講じられるまでは《地方土地委員会に発議と自主的活動のための最も幅広い自由》を与えること、土地委員会のコントロールにより土地取引を禁止すること等の要求が決議には含まれている。④

当時すでに、カザン・ペンザ等の県の農民大会で、郷委員会・土地委員会による全土地の管理・登録・地主所有農具の没収等の決定がなされていたことを考えれば、この決議の内容は決してとびぬけたものではなかった。⑤とはいえ、採択の経過からみても、間接にはあるが農民大衆の現実の要求をかなり反映したものであったことは否定できない。それゆえ、大会の指導者たちが概ね、《ソヴェトの決定はまだ法律ではない。地方でそれを法律と解し実施するのは誤り》だとし、その内容を政府の決定に盛込むことに力を注いだのに対し、農民の代表たちの多くは、その早急の実現を当然とみなし、地方での活動の指針として活用していったのである。このことについては後でもう一度ふれる。ともかく、農民大会が農業決議を採択したその同じ日にモスクワで開かれたエスエルの第三回党大会において、エスエルたちが党の農業政策を論議する際、この農民大会の決議を無視しえなかったのは当然であった。そこには、彼らが農民の支持を確保するために、また彼らの基本的方針の実現のために主張せねばならない最小限の要求が含まれていたといえるからである。

(三)

約十年ぶりに、初めて合法下で開かれたこの党大会で農業問題の報告を行ったのは、大会議長であり、チェルノーフの

下で農務次官として実務をとりしきるようになるラキートニコフ Н. И. Ракингов とブイホフスキーであった。他の問題の審議で時間をくい、すでに五月三十日になっていた。再確認する意味で、くどくなるが要点をまとめれば次のようになる。まず、国内の経済状況からみて農業生産力の増強が議論の大前提とされねばならない。それゆえ、生産減少の可能性のある行動は許されない。また、農民間の合意をとりつけ、フトル農・オートルブ農 ХУторне, огуьники 〔報告者たちは、原則的にはそれらの存在を否定してはいない〕が反革命に走らぬよう配慮すべきである。農民は、一九〇五年の時のような《土地への止め難い直截的衝動》をもたず、大部分の地方では制憲議会まで農業問題の解決を待つ用意がある〔ラキートニコフ〕のであるから、現在、農民運動は《即時略奪ではなく、地主支配の漸進的排除》をめざして進められることが望ましい。そして、農民大衆をこの方向に嚮導し、党への信頼をつなぎとめるためには、以後の農業政策の要となる土地委員会を、党が是が非でも掌握することが必要である。

このような報告者たちの議論が、後でふれる党内の極端な左派の人々を除き、当時の多くのエスエル指導者たちに共通した状況認識であったと考えられる。それはともかく、党大会はこの報告をもとに、問題を制憲議会までの経過措置に限り、経済部会で審議した後、六月三日に次のような決議を棄権八のみの賛成多数で採択した。

《あらゆる土地所有が廃されねばならず、土地は平等勤労利用のために無償で全人民的資産に変るべきであるとの信念から、エスエル党第三回大会は、これらの原則を確立する土地基本法が全人民的制憲議会により公布されねばならないと考える。

大会は、あらゆる私的略奪を否定するとともに、勤労人民と革命の事業のために、土地社会化に向けた農業政策の即時の計画的実現を必要とみなす。

土地プログラム準備の全ての仕事、その実現、また全ての土地問題の解決の仕事は、中央や地方において組織された勤労人民の手中に移行すると考え、大会は、制憲議会まで次のことが必要とみなす。

(I) 全土地の土地委員会管理下への移行。後者は、農業生産をできるだけ高水準に維持し、土地の社会的・協同的耕作を發展させ、できるだけ平等で公平に各勤労経営体間に土地が配分されるよう配慮すること。

(II) 土地委員会による経営体間での労働力の計画的かつ合理的な配分。

(III) 全ての役畜及び農具を登録し、最も良く利用されるよう処置すること。

(IV) 国民経済のために、山林の伐採を調節し、木材及び山林資材の公定価格を決定し、濫伐及び投機的伐採を中止すること。〔註略〕

(V) 所有者の利己的活動の結果、また他の何らかの原因で、破壊または価値下落のおそれのある栽培経営体を登録し、必要ならば、郡あるいは県の土地委員会の社会的管理下に入れること。

(VI) 民主的原則により土地委員会を改組すること。^⑤

これが、この党の影響力が最も大きかった時に開かれた党大会が採択し、以後この年の末まで党の公式見解の役割を果たした農業問題に関する決議の全文である。投票の際、決議案の説明にあたったマスロフは、それは、経済部会内では意見対立があつたけれども、ともかく問題がなく、《現集会の緊急の決定を要するとみなされた、基本的・本質的なもの全て》を含むようにして作りあげたものだ、と主張した。^⑥確かに、それは彼らの主張を要領よく、明らかに先の農民大会の決議を下敷にしながらまとめているといえるが、それだけに、問題点も少なくないのである。まず、原案には最初の部分に《無償で》という句が含まれておらず、採決の時に補足されたのであるが、このことは暗に当時この点でエヌエル内に動揺があつたことを示していると思われる。なおVI項も採決時に補足されたものである。^⑦また、土地取引やストルィピン法の問題にふれていないのも不思議である。後に述べるように、彼らはこれらの要求を放棄してはいない以上、すでに片付いたと見ていたのかもしれない。^⑧だが一番の問題は、土地委員会を軸とした経過措置の最初に《全土地の土地委員会管理下への移行……》という主張がおかれ、それが党内に一応定着したことを示しているにもかかわらず、決議全体を通じ

その内実が余り明確にされていない点にある。借地関係についての言及がないなど、土地が土地委員会の管理下に入るとは、現実にはいかなる状態を意味するのか決議は明らかにしていないのである。実際には、多くのエスエルたちは、彼らが、土地問題の最終的解決、土地社会化の出発点となるべき制憲議会まで、農民と地主の上にたつ土地委員会のもとで土地を保全することを念頭におき、先に述べたような状況認識をもっていたと考えられる以上、ラキートニコフが報告で述べたように、所有関係には手をふれずに、借地契約を是正するとともに、所有者自身により播種されない土地を収用し、それを公平な形で小作に出す、しかも、決議Ⅵ項にいうように、栽培経営体——一代議員はあらゆる地主がそれを騙ることができると述べたが——は、通常、現所有者の支配下にとどめられる、という風に農民大会決議の内容よりせまく解釈して来たように思われる。そのことは、彼らが用意した法案等の内容からも裏付けることができるが、詳しくは次章に譲る。しかし、その一方で、大会には、土地の土地委への移管を土地社会化を現実の一部分導入することである、あるいは《合法的範囲内で土地収奪を行なう唯一の方法》であると解する者がいたことも事実であった。もっとも、この人物が、大会の直前にあった党北部州会議で、党は土地略奪を否定せず、自己の指導下におき、それに組織性を与えればよいとか《我々は土地略奪のスローガンを捨てるべきではなく……土地の組織的奪取を援助すべきである》と主張した人々と意見を共にしていたのかどうかは定かではない。なにしろ、党大会ではこの問題について総会での討論は全く行なわれなかったのであるから。

農業問題での決定なしでは大会から戻れないし活動もできないという地方代議員の声を前にして、大会はともかくも党の公式見解をつくりあげはした。だがそれは、それまでの党内での議論の最大公約的要約にとどまり、今みたように、肝心な点で異った解釈をする余地を残したものであった。

これより約一月前に、すでに権力問題で連立政策をとり、党大会でその政策に対する公式の承認を獲得した党中央の指導者たちは、《政府内の社会主義者大臣グループを通じ、民主々義派の意思の実現》を、農業問題であればとくに彼らの

同志チェルノフを通じ、以上概略を述べた構想の実現に諸々の農業法案の政府による採択をめざし努力を重ねてゆくことになる。

その一方で、彼ら党中央の指導者たちより農民の近くに立って活動せねばならなかった地方のエスエルたちは、多かれ少なかれ、結果的には、一種の合法主義の呪縛から逃れられなくなってゆく中央の指導者たちを、ある場合には乗り越え、自らのイニシアチヴで党大会の決議に示されたような諸々の方策を具体化してゆくのである。

次章では、このような点に注意しつつ、まずは農相チェルノフの活動に焦点をあわせ、以後の経過について述べてゆきたい。

- ① 《Дело Народа》 No. 1 (III-15) 州会議は三月四日にあり、二日のストロツキート市の会議の決議を、それに土地問題など三項目を附加して採択した。
- ② 《Социализация земли и самовольный захват》 [《Дело Народа》 No. 2 (III-16)]
- ③ В. Чернов, «Неотложное дело» [《Дело Народа》 No. 22 (IV-12)]
- ④ Там же.
- ⑤ 《Дело Народа》 No. 11 (III-28); Советы крестьянских депутатов и другие организации. М., 1929, т. 1, ч. II, стр. 279~280 [《Советы》 註十]
- ⑥ 《Дело Народа》 No. 17 (IV-6)
- ⑦ Н. Выховский, «Основные цели и ближайшие задачи нашей аграрной программы» [《Дело Народа》 No. 23 (IV-13)]
- ⑧ 《Дело Народа》 No. 38 (V-2)
- ⑨ С. Л. Маслов, «О пользования земель до Учредительного собрания» [《Дело Народа》 No. 54 (V-20)]
- ⑩ 念のために付言すると、《チェロノフ・ロード》紙上で土地委員会に於いて最初に具体的に言及したのは、第二國會の土地法案を例にひき土地委員会創設を要求したマンネンブヤネ。 (А. Пешехонов, «Нужна не совещания, а действия!» [《Дело Народа》 No. 8 (III-23)])
- ⑪ Советы, т. 1, II, стр. 285~298, など。政府は三月十九日セルビア規約で中央土地委員会を設けたを思われる土地委員会の創設を公にしようとした。 [Советы, т. 1, ч. II, стр. 294]
- ⑫ Е. А. Морозов, Аграрные Программы Российских Политических Партий в 1917 г., Л., 1929, стр. 110.
- ⑬ См. «Временное правительство и С. Р. и С. Д.», [《Дело Народа》 No. 14 (III-31)]
- ⑭ «Земельные комитеты» [《Дело народа》 No. 31 (IV-23)]
- ⑮ Н. Выховский, «Основные цели и ближайшие задачи нашей аграрной программы» [《Дело Народа》 No. 23 (IV-13)]
- ⑯ Урмантюрне市・州會議「ミニ・ノヴァ」の集会などは

るべし、かみり後非ペンヤトニ運用せむべし。

- ⑭ С. А. В. Шестаков, Крестьянские организации в 1917 году. «Архивная Революция» т. 2, М., 1929, стр. 128~129.
- ⑮ «Организация крестьянства» [«Дело Народа» No. 6. (III-21)]
- ⑯ Н. Выковский, «Основное...» [«Дело народа» No. 23 (IV-13)]
- ⑰ С. В. М. Зенанов, «Отношение к социалистическим и демократическим партиям и организациям» [«Дело Народа» No. 18 (IV-7)]; В. Чернов «Советы крестьянских депутатов» [«Дело Народа» No. 21 (IV-11)]; Н. Выковский, «Организация крестьянства» [«Дело Народа» No. 28 (IV-20)]
- ⑱ С. А. В. Шестаков, Крестьянские организации и первый съезд советов крестьянских депутатов, «Пролетарская Революция» No. 5 (64), 1927, стр. 71~80.
- ⑳ 大会代議員数は最大時に二三五三人。うち農村より六二七人、軍部隊より六八一人、党派構成については一一一五人に関し、エスマル五三七人、社会民主黨一〇三人、無党派一三六人、人民社会党四人、トルドワイキ六人、残り不明という資料がある。[Г. В. Ошипова, Качественная борьба в деревне в период подготовки и проведения Великой Октябрьской социалистической революции. М., 1974, стр. 106; «Дело Народа» No. 55. (V-21)]
- ㉑ С. Д. Маслов, «О пользовании землей до Учредительного Собрания» [«Дело Народа» No. 54 (V-20)]
- ㉒ もっとも彼は別のトルドワイキ土地委員会が各地方で全土地を登録し社会的コントロール下にあぐ提案せしむる。Сем. Маслов, «Что делать с землей до Учредительного Собрания» [«Известия Всероссийского совета крестьянских депутатов», No. 7. (V-16)]
- ㉓ В. Гуревич, Всероссийский крестьянский съезд и первая конд-

ция. «Летопись Революции», Берлин, 1923, кн. 1, стр. 192. 女性はペンンスキーにたれど、ペンノが大会を再度発言した時、突然彼の背後より全土地が全人民的財産だと即時宣言するのを要求する旗が、あちやちやたふらふら。[М. Галкинский, Борьба большевиков за крестьянство в 1917 г., Всероссийские съезды советов крестьянских депутатов. М., 1933, стр. 71]

- ⑳ «Дело Народа» No. 57 (V-25)
- ㉑ «Дело Народа» No. 58 (V-26)
- ⑳ В. Гуревич, Указ ст., стр. 194.
- ⑳ «Дело Народа» No. 58 (V-26)
- ⑳ «Дело Народа» No. 58 (V-26); Советы, т. 1, ч. 1, стр. 146~8, М., 1967, стр. 63~67; Н. А. Крахучк, Массовое крестьянское движение в России накануне Октября. М., 1971, стр. 135~6
- ⑳ «Известия Всероссийского Совета Крестьянских Депутатов» No. 7. (V-16)
- ⑳ III съезд. стр. 243~247, 254, 257. など、党の社会经济政策一般に関するブリレンツキエ И. А. Прилежаев の報告の論旨を概ね同じくせむ。[См. III съезд. стр. 50, 54~55]
- ⑳ Там же, стр. 442.
- ⑳ Там же, стр. 480. [Резолюция по аграриуму политике]
- ⑳ Там же, стр. 428.
- ⑳ Там же, стр. 428~431, 434. 買戻金の問題で党内に動揺があったことは事実で、例えば、第二回セントログラート会議で左派のトルトフスキー В. К. Трютовский が、へりかなる買戻金もない没収を要求した時、ペンハムスキーは、今我々は買戻金を否定する立場にたつてゐる。……もし買戻金の否定が農民の多数派と少数派の間に斬合いをせ

「すおそれがある」とみなせば、我々は多分譲歩もしよう」と述べており、この会議の決議中にも「無償」という句はない。〔*Дело Народы* No. 24. (IV.14)〕

③ 例えは代議員ツリムノフ「Рубановに対するチェルノーフの回答をせよ」。〔III съезд, стр. 84, 100〕

④ III съезд, стр. 257. [Барковский], 433. [С. Л. Мясная]

⑤ Там же, стр. 440. [Знобин]

⑥ Там же, стр. 244.

⑦ Там же, стр. 431~2. 上の発言をしたキョータク Зах 将更だ、農業決議作成委員会が内部の意見対立から空中分解したことを暴露した。彼

は委員の一人であったが、最終的な決議案作成には参加せず、それには無関係だと公言した。〔Там же, стр. 437~443〕

⑧ 発言者は、ト・ロマンヤン Прошьян Яковичи Устинов. [Дело Народы] No. 56 (V.24)〕

⑨ III съезд, стр. 381. [Плевченко]

⑩ 大会は、この問題の詳細な検討を次の党拡大協議会まで延期した。〔Там же, стр. 416~〕だが、キョウでも十分な検討は加えられなかった。〔*Дело Народы* No. No. 121 (VIII.8), 122 (VIII.9), 123 (VIII.10), 124 (VIII.11)〕

⑪ III съезд, стр. 479. [Революция о Временном Правительстве]

第二章 連立政府とエスエルの農業政策

(一)

先にもふれたように、エスエルは五月初に生れたいわゆる第一次連立政府に、ソヴェト代表という形でチェルノーフとケレンスキー А. Ф. Керенский を送り込み、政府に対しその与党的立場をとるようになっていた。^① 連立形成の際、当時の党の中心的組織が、全土地の勤労者の手中への移行を準備すべき一連の方策、断固とした農業政策を政府が採用することを彼らの同志の入閣条件の一つにあげていたこと^②にみられるように、エスエル中央はこれを政府を通じ自党の政策を実現する契機としたのである。

チェルノーフは、カデットのシンガリヨフ А. И. Шингарев の後を継ぎ農相の職につくと、すぐさま自らのプランに従い農務省の活動を積極的に指揮しはじめた。^③ 五月十三日ペトログラート・ソヴェトでは、彼は自分のプランを当面、第一に、次官のヴィブリャエフ П. В. Вибряев (エスエル) を主任にして、土地調査など土地問題の全面的解決のために制

憲議會に提出される農業法作成の準備作業を行なうこと。第二に、郷ゼムストボを手初めに地方自治改革のための立法を行ない、それに依拠して土地委員会を形成すること。第三に、土地取引に関する立法を行なうこと、だと説明している。^④

ともかく、彼がこの方向で活動を始め、同時に、先述した全国農民大会が開催されている中で、五月一九日には、先の政府決定で農相の諮問機関的役割を与えられていた中央土地委員会の第一回定例会議が開かれた。規約によればそれは、農相、次官、政府任命の議長及び二五人の委員、事務主任を中心に、全ての県土地委員会代表、農民組合、農民ソヴェト、国会臨時委員会、労兵ソヴェト、協同組合、更には十月党よりポリシエヴィキに至る一一の政党、科学経済団体の代表などからなっていた。^⑤ だが、前内閣により任命された者の多くは、エスエル流にいえば、《土地を勤労人民に》《土地社会化》という主張には縁のない人々であった。^⑥ また、多くの県土地委員会はまだ創設されていなかった。^⑦ そのため、この会議ではまだエスエルは多数ではなかったようである。しかし、この会議でもチエルノーフは、一方でポリシエヴィキ代表のスマルガ M. T. Smirna の地主地の組織的略奪という主張に激しく反論しながらも、土地の臨時の利用の問題が政府や中央土地委員会により解決されねばならないことを説いた。その甲斐あってか、会議は五月二十日には、彼も参加して、《未来の土地改革の基礎に、全ての農用地が勤労人民の利用に移されねばならないという思想》が置かれ、《土地改革のよりよき準備、また土地関係面での秩序と平穩の維持のために、法の定める範囲で、地方における土地事業の管理が地方土地委員会に委ねられねばならない》という内容の、不十分とはいえ原則的には彼の意向にそった宣言を採択した。更に、常設機関として中央土地委員会評議会（以下、中央土地評議会と略す）を創設し、それに、土地取引、借地関係を調整し、草刈地、山林、家畜用通路、放牧地の利用法を定めた臨時規則を農相を通じ政府に提出することなどを委任したのであった。^⑧ 全ロシア農民大会が、エスエルの主張を軸に、全土地の土地委員会への移管という要求を盛込んだ決議を採択したのは、この数日後のことである。こうして、五月末には、中央土地委員会と全ロシア農民ソヴェトが組織されたことにより、中央におけるチエルノーフらの活動のための舞台装置が一応整ったということができる。

続いて、彼の活動を具体的にみてゆく。ただし、彼のプランで三番目にあげられていた土地取引の問題など、前章でみてきた農業面での経過措置の問題に焦点をあわせたいと思う。

六月末までに彼が、全ロシア農民ソヴェトからの補充でエスエルが多数を占めるようになった中央土地評議会と接触を保ちながら用意した法案は十余りあった。それには、土地取引禁止やストルイピン法廃止に関するもののほかに、干草、飼料、収穫、山林、漁業、家畜等に関する一連の法案、更には、土地や借地関係の調整のための規則、地方土地委員会改組などが含まれていた。^⑩ このうち、ストルイピン法の問題は、五月末には中央土地評議会が土地整理委員会の廃止を決定し、政府内にも目立った異論はなく、六月末にはこの問題は一応解決された。^⑪ しかし、他の、直接に地主たちの私権に關係する問題では、事はそう簡単ではなかった。

地主たちの食い逃げを恐れた農民たちは、地主たちの土地取引に対し激しい反感をいだいており、取引の噂が農民の《破壊的》行動の引金となりえた。そんな状況を前に、チェルノーフらは土地取引の問題の解決を急がねばならなかった。そのため、法相ペレヴェルゼフ П. Н. Перевелозев がまず臨時措置として、五月十七日に全国の公証人に土地取引手続の一時停止を指令した。^⑫ チェルノーフは、五月二十四日には全ロシア農民大会で、数日後には党大会で、この措置にふれ、土地取引禁止法案は、その最終的成立には一定の時間が必要だが必ず成立させると約束した。^⑬ だがその一方では、法相が政府内反対派の圧力で指令を撤回した、との噂も流れた。^⑭ 政府内では、地方の土地委員会等の活動の評価をめぐって、現行の、つまり臨時政府により撤廃されていない旧来の法律や政府の決定の範囲を逸脱し、地主の権利を制限する地方の諸機関の全ての決定が、不法かつ無効なものであると主張するリヴォフ公 Г. В. Львов と、そのような決定がなされているのは、政府の無策が原因であると主張するチェルノーフとの対立が激化しており、土地取引法をはじめ、他の農業法案の未来にも暗い影を投げかけていた。こうして、土地取引の問題は、なかなか片付かず、その間、六月二十三日に法相は先の指令を撤回してしまい、またもや振出しに戻った感があった。チェルノーフが提出した法案の審議も結局延期され、

七月なかばまで法案は採択されずに終わったのである。^⑩

また、エスエルの主張した土地の土地委員会への移管の問題に主に関係があったのは土地関係調整規則であった。当時の案は、土地委員会が、農用地の最良の利用のために土地関係の調整に努め、郷土地委員会がその管内の、所有者により貸出されたか貸出されている土地、実質的に地方住民の利用下に入った土地、あるいは耕作されるままになるであろう土地を確定し、その適正な利用方法・条件を決定し、また、その条件を従前の借地協定にも適用しうる、といった内容のものであった。しかし当時の状況下では、これも当分陽の目を見る可能性はなかった。^⑪

結局のところ、七月初頭までに政府が採択した法案は、農業関係ではチエルノーフが意図したもののうち、土地整理委員会の廃止、良種家畜に関するもの、漁業に関するもの一部だけであった。^⑫ チエルノーフら中央のエスエルたちは、農民に約束したものを与えることができず、また、地方で次第に形成され活動を始めるようになっていた土地委員会を、政府決定により必要な権限を与えることができぬまま、放置するということになったのである。

(二)

この間農村部において、革命は着実に進行していた。周知のように、二月末以後、ロシアの農村部では、旧来の共同体的なスホートなどに依拠しながら、郷執行委員会や村委員会など、様々の名称をもつ農民の組織が生れ、それらは中央権力からはかなり自立的な自治的執行機関として機能しはじめた。^⑬ 臨時政府は、それらを、政府の権力機構の中に組み込むとすると同時に、三月末には食糧委員会を、四月には先述したように土地委員会を創設することを決め、それらに地方の食糧・土地問題を管掌させようとした。土地委員会機構の中で、農民に最も近い存在であり、構成面からも最も民主的であると考えられる郷土地委員会は、政府規約では必ずしも組織される必要はなかった。だが、現実には多くの所で、とりわけ土地問題が厳しかった所でそれらは急速に組織され、郷執行委員会などの場合と同じく、次第に極めて純農民的な構

成のものになっていった。また、しばしば多くが自ら地主であった政府コミサルたちの妨害を受けながらも、着実に組織化が進められていた郡や県の土地委員会の場合も、政府規約では地方のソヴェトとは結びついておらず、後者は土地委員会への代表権を与えられてはいなかったが、現実には地方ソヴェトとくに農民ソヴェトが、政府コミサルなどと摩擦をひきおこしながら、自らの代表（主体はやはりエヌエルであろう）を送り込み、土地委員会内で重要な位置を占めるようになっていった。その結果、県・郡土地委員会が、原則的には現行法の敵守を命じた政府コミサルたちと、農民大会やソヴェトの決定にあらわされた農民の要求の間を動揺しながらも、後者の立場にたった決定をしたことも稀ではなかった。²⁰

このような状況の中で、ふつう農民にとり最も望ましい事が書かれている新聞とか政党的決議などの文章が最も正しい法律だとみなされている、と伝えられた農村において、地方の農民大会やソヴェトの決定、また五月末の全ロシア農民大会の決定、更にはチエルノフらが公にした諸農業法案を指針とし、地方の土地委員会、とりわけ郷土地委員会（未組織ならば郷執行委員会など）が活発に活動した。それらは、地主と農民の自主協定の形をとったり、未播種地の利用について規定した政府決定を利用しながらも、中央政府から然るべき法律、権限を与えられずに自発的に、それゆえ当然しばしば現行法規の枠を逸脱して、借地関係の調整、耕地等の農民の利用への移行、草地の刈取、山林の保全等につき必要な措置をとるようになった。²¹ このような地方土地委員会等の自発的活動が、政府内で激しい対立をよびおこす原因となったことは先に述べた。現地でも、これらの《違法》行為に対し、政府コミサルたちが反撃を加えたばかりか、七月八日付のゴルニーロフ Д. Г. Корнилов 將軍の命令にみられるように、軍部自らが直接的に介入するという事態が生れてきた。²²

一方で、地方における状況がこのように緊張の度を加え、他方、政府が農業問題での敵しい内部対立をかかえたるべき法律を採択せずにいるという状態の中で、七月初頭に中央土地委員会第二回定例会議が開かれた。

それには前回とはちがいが、県土地委員会の代表が三十五人参加していた。²³ 彼らは、それぞれの地方の現状を報告しながら

ら、彼らが、委員会の権威を失わぬために土地委の構成の変更をはじめとして違法を承知でとらねばならなかった諸々の方策について語り、異口同音に、土地管理の権限、土地関係調整の権限が地方土地委員会に与えられることを当然のこととして要求した。彼らは、このような方法によってのみ、農村内に混乱が起るのを防ぐことができるのだと確信していたのである。この点、この会議で発言したチェルノフらエスエル指導者たちの判断も概ね一致していたことができる。ただ、彼らの場合、政府当事者としての立場から、逆に中央土地委員会が、土地取引禁止や土地関係調整に関する重要法案を政府が採択するように要求することによって、政府内の彼らの立場を強化してくれるよう要請するほかには術はなかった。一地方代表が、土地関係調整規則案の内容に不満の意を表明した時も、彼らはその不完全さを認めながらも、政府の構成の問題などをあげて釈明に努めねばならなかったのである。

ともかく、中央土地委員会第二回定例会議はその最終日に、地方における農民の志向が尤もなものであり、土地委員会に土地関係を調整する大きな権限を与えることが必要であると認めた。そして全ての土地を即時土地委員会の管理下に置き、勤労農民の、また全国家的な利益となるよう、それらの適正な利用のための方策をとる権限を土地委員会に与える命令を出せと政府に要求する決議を採択した。同時に、農業用地・山林・水系の土地委員会による管理、土地委員会の構成の民主化等の条項を含める方向で、土地委員会規約を再検討する必要があることを認めたのである。先にも述べたように、中央のエスエル指導者たちにとってもこれらの決定の内容に原則的には異存はなかったはずである。すでに問題は、彼らが政府にこれらの施策をとらせることができるかどうかという点にだけあったとすることができる。

ほぼ同時期に開催された県農民ソヴェト代表者会議では、ブイホフスキーが、今や《問題は、中央土地委で作成された諸法案が早急に臨時政府を通過することのみある》のだと地方代表たちに説明し了解を求めていた。その際、地方代表の多くが法案の早急の成立の必要性を当然とただけでなく、すでにある者はそれらの実現を疑問視し、人民の不満の爆発を予想し、またある者は立法の遅れに対する農民執行委員会の責任を鋭く追及したのであった。そして七月十二日には、

農民執行委員会は、これら地方ソヴェト代表の参加をえて、《臨時政府内の我々の同志―社会主義者たちに……全ロシア農民ソヴェトの諸決定、中央土地委員会第二回定例会議の諸決定に示された全ての方策の精力的かつ即座の実現を期待する》という決議を行なった。更に、地方代表の要求で、内相に対し、土地委員会執行委員会等の組織や大会の構成員に対し、その土地・農業関係での活動や決定への刑事責任を問うという命令の即時撤回を要求する決定をしたのである。^④

このように、立場こそちがえ、中央土地委員会のみならず農民執行委員会も地方の声を背景に、チェルノーフらに対し、彼らが約束した諸方策の即時実現をめざし一層努力するよう釘を挿したのであった。

(三)

チェルノーフによれば、土地取引法案、干草独占法案などがダモクレスの剣のようにその上にぶら下っていた第一次連立政府から、カデットたちが続いて、七月八日にはリヴォフ公がケレンスキーに後事を託して去り、一時的にせよ社会主義者多数の政府が生れた。しかしこの政府は、農業問題では、七月十二日に懸案の一つであった土地取引禁止法案を、ケレンスキーらの主張で取引の許可制に変更して採択しただけで、先の農民執行委員会でのブイホフスキーの約束――農村はそれが待っていたもの全てを手に入れるのに多分一週間はかからない――をはたしはしなかった。土地委員会の構成や権限を実情にあわせるために、中央土地評議会が先の第二回定例会議で決められた原則にもとづき、七月十六日に新土地委員会規約案をつくりあげたが、結局それは政府の承認をえられず、土地関係調整法もたならしのままであった。^⑤

しかし、地方の状況は、先にも述べたように軍部の農民運動への介入などますます緊張の度を加えつつあった。チェルノーフらとしても、地方の土地委員会等を見殺しにする――それはこの年のエスエルの方針の根本的な破綻を意味した――ことはできなかつた。然るべき法律の欠如を補おうとしてチェルノーフは「実際には次官のラキートニコフが」自らの権限で地方土地委員会への指令を出した。七月十六日のことである。その内容は広範囲にわたっているが、要約すれば

次のようにならう。

農業労働力として利用されている軍捕虜の配分は、土地委員会ではなく食糧委員会の権限に属する。耕地については、所有者が耕作しえず播種しえない全ての耕地を、地方食糧機関が登録する。そして、それらの耕地は、集団経営あるいは農民の耕作用に配分するために、郷土地委員会の管理下に入る。借地料は、郷土地委員会の仲介で所有者と借地人の自発的協定により決められる。もし協定ができなければ、郡委員会が決定できる。住民が所有者への借地料の支払いを拒否する場合には、郡委員会がそれを受納し、税等を控除して所有者に支払う。草刈地については、所有者が刈取れぬ分に限り、土地委員会の仲介で所有者と農民の間で協定された価格、協定ができなければ委員会の決定による価格で農民間に分配される。また所有者が取入れることができないであろう穀物は、郷食糧委員会により収穫され、穀粒は国庫に一定の価格で取められ、経費等を控除した残金は所有者のものとなる。所有者が穀物を収穫するのを、いかなる場合も妨げてはならない。山林については、土地委員会は濫伐などがないよう監視するとともに、住民にその必要分を一定の価格で提供する。労働力不足等の原因で所有者が使っていない役畜や農具があれば、土地委員会は食糧委員会との合意のもとにそれらを登録し、不足している者に賃貸しうる。集約経営体、良種家畜、貴重な栽培植物の保全につとめる。等々。^⑤

チェルノーフは少し後に、このような彼の指令の内容は、中央土地委員会第二回定例会議で採択された諸原則に全く合致していると述べたが、必ずしもそうではない。勿論、この指令が現行法の枠内で土地委員会がはたしうる役割を示し、それらの活動に一定の根拠を与えようとしたことの意義を否定することはできない。ただ、それが基本的には現行法の枠内で考えられ、土地委員会に、国家的利益を第一に念頭におき、個々の条項の利己的に利用せぬよう要求していることや、また個々の条項の規定も、現実には地方で進行していた事態——例えば借地料の所有者への支払い拒否、委員会等による保管等——からすればいかほどドラステックな内容を含んでいるとはいえないことに注意する必要がある。それらはむしろ、チェルノーフらエスエル指導者たちの方針の微温的性格を裏書きしているといえる。

しかし、すでに同月十二日の土地取引法がカデットや地主たちからの猛烈な反発をひきおこしている中で出されたこの指令が、人民社会黨員たちからすら激しく非難され、政府内でも法務省などから権力濫用との非難をよびおこしたことも事実であった^⑧。そして、この農相指令が出された直後、それを追うように、内相の回章や食糧相の命令が出された。前者は、地方の委員会や大会の決定により土地改革を実現しようとするのを禁止し、土地略奪への呼かけには厳格に法を適用するなど、全ての勝手な活動を防止するための方策をとるよう地方コミサル等に命じたものであった。後者は、地方食糧委員会に住民に対し地主たちの正常な経営を妨害する不法行為を犯した者は損害賠償に加え、厳しい法的責任を問われることを明らかにするよう命じ、食糧委員会以外は播種及び取入れの問題をあつかう権限がない、と主張したものであった^⑨。いずれも、刑事責任を問うとの威嚇により土地委員会の活動に厳しい規制を加えようとしたもので、実質的に農相指令の効果を大幅に減殺したということができる。また、これらの指令が出されたこと自体、当時のチュルノーフらエスエル首脳の立場の限界性を浮彫りにしているということもできよう^⑩。

こうして、法律の欠如を補うはずの農相指令も、結局は余り有効でなかった。七月下旬新たにケレンスキーを中心に農相にチュルノーフ、内相に全ロシア農民執行委員長で同じくエスエル、ただしかなり右派的立場のアフクセンチェフ、**И. Абрикосов** が加わった連立政府が生れたものの、やはり事態が好転する徴候はなかった。むしろ、地方の内務・法務関係の権力は、エスエル党機関紙の一記事が伝えるように、旧来の土地関係を維持することは全く不可能であり、そうしようとするれば住民により罷免されるだけという状況に土地委員会がおかれ、例の内相の回章が農村内に将来への危懼だけを撤回させたり、《権力濫用》《専断的行為》の廉でそれらの構成員、さらには組織全体の逮捕・告発を強力におしすすめていったのである。とりわけ大きな被害をうけたのが、卒先して農業問題の処理にあたった郷土地委員会など下級農村組織であった^⑪。

(四)

五月以降連立政策をとり続けてきたエスエル指導者たちの方針の行詰りは明らかであった。第二次連立政府が生れる前の一時期、反対者たちの攻撃により職をチェルノーフが離れた時にみられたように、地方住民たちの彼への信頼はなお大きかったことができるが、農村内で逮捕告発が相次ぎ、エスエル黨員たちが土地委員会メンバーを投獄していると噂すら流れる中で、大衆内にエスエルたちへの不満の感情が次第に強まっていったのは当然であった。党内でも、一部地方ではソヴェト等の機関を通じて以前から農民運動に大きな影響力を保持していた左派の人々の力が一層強力になり、農業問題を含め主流派の人々の政策への批判を強めていた^④。そのことは、八月初旬に開かれた第七回党拡大評議会で、彼らの決議案が議員の約四十%の支持をえたことに如実にあらわれていた。この会議の主要な争点は農業問題にあったわけではない。しかし、主流派がその決議案で、現連立政府が、《党綱領の方向で農村内の社会関係を調整する土地諸法》を、即時公布し実施することを要求したのに対し、左派ははっきりと、労兵農ソヴェトと民主的自治体に依拠する権力のみが、全ての土地を農具とも土地委員会の管理下に移しうるのだと主張し、現状のままでは農業問題における党の基本的主張すら実現されえないことを明らかにしたのであった^④。

この間、主流派の人々も、事態の更なる悪化を防ぎ、農民の信頼をつなぎとめるために、彼らの用意した土地法案の実現をめざして更なる努力を続けていた。しかし、それまでの経過からみても、彼らが連立政策を放棄せぬ限り、その努力も徒勞に終る公算が大であった。

八月四日、全ロシア農民執行委員会の代表が、当時首都に集っていた県土地委員会内の農務省派遣員や前線代表とともに、ケレンスキー首相を訪れ連立法案の早急の公布を要求したのはその一つの現れであった。その時彼らは、首相から、近日中にその問題を政府で検討するとの約束をとりつけた^④。同じ頃、中央土地評議会も首相に、土地関係法案の早急の公

布を要請する覚書を提出した。それは、農村内の困難な状況の原因が、《公式には廃止されていない法と住民の現実の権利意識の間の衝突》にあるとの判断を示した。そして、《臨時政府が土地関係の即時調整の必要性をはっきりと認めること、然るべき正確な規則を即時実施すること》だけが、土地委員会の有効な活動や農村内の秩序維持を保証しうるのである、と結ばれていた。^⑭

このような声を背景にして、チェルノーフの念願がかない、八月九日の閣議は農業問題の検討にあてられた。そこでチェルノーフが長い報告を行ったが、激しい反対にあい彼の提出した議案は却下され、所期の目的は達成されなかった。^⑮そのため、彼は原案をかなり修正して法案を再度閣議に提出した。しかし、ラキートニコフが後に述べたところによれば、この修正案も政府に検討される《榮譽》を与えられなかったのである。^⑯

こうして、連立政府という蟻地獄に自ら入り込んでいったエスネルの指導者たちは、次第に身動きがとれぬようになっていった。従来の方針の行詰りを覚ったチェルノーフは、党中央委員会に何度も辞任の意思を伝えたという。だが、党中央委員会は、なお多くの農民の信任をえていたチェルノーフの辞任がもたらすであろう破滅的結果を恐れ、八月末まで辞任の許可を与えなかった。^⑰

この間にも、党機関紙の一記事が、スモレンスク県エリニヤ郡を例にあげ、《全くわけがわからないとしかいいようがない。……農村に極めて不足している、最後の最も能力があり精神的な人々を農村から奪い、農村に憤りと疑惑をもたらしている》^⑱と伝えたような土地委員会の大量告発と逮捕は続いていた。しかも、当事者の一人でエスネルの内相アフセンチーフは、《個人としては、司法権力によりなされたことを取消せない》^⑲という態度をくずさなかった。

八月二十五日、全ロシア農民執行委員会は再び政府に対し、次のような内容の声明を出した。《政府は、土地関係を調整し、土地委員会の権利義務の範囲を画定する臨時立法も即時公布しなければならぬ。……秋の耕作が近づいたが、法的規定はまだ全くない。政府は、土地委員会の権威を強化する代りに、中央権力の不活動の直接的結果としてひきおこ

された《権力の濫用》を理由に、ますます頻繁に逮捕・弾圧を行ない、それをぐらつかせている。……政府が明確で的確な法律を出さなければ、委員会は無防備のままになるだろう。今まで通り、土地関係で混乱と無秩序が支配するだろう」と。だが、格別の効果はなかった。

かえって、時を同じくして起ったコルニロフ事件を契機に、チエルノーフは、彼と彼の党が春以来主張してきた施策の最も肝要な部分、土地委員会の問題を解決することができぬまま、農相の地位を去ったのである。彼らが振出した約束手形はすでに不渡りになろうとしていた。

中央土地委員会第三回定例会議(八月二十五、二十九日)での一地方代表の言葉をかりれば、当時すでに農村では、土地改革の実現の可能性に対する不信が生れていた。《この部分的な不信が完全な信頼の喪失となるようなら、国は極めて重大な事件の門口に立つ》にちがいない情勢になっていたのである。

事実、この年九月には、激しさを加えた農民運動は多くの県で《農民蜂起》〔クラフチュク〕に転化していった。すでに幾度となく警告されていたことが現実になったのである。

(五)

九月の農民蜂起の発火点となったタムボフ県は、エスエルの運動のふるくからの拠点であり、当時も県の主要な社会組織は彼らの影響下にあった。ポヴィニン H. H. Povolnyy ら県のエスエル指導者たちは、原則的には党中央の路線に忠実であったと考えられる。それは、八月末の県農民大会が彼の報告に基づき、政府がチエルノーフの法案を早急に承認すること、制憲議会まで農相の職にチエルノーフが留ることを要求する決議を採択していることから窺うことができる。だが、その決議は同時に、政府が法案の承認を更に遅らせたり、ましてや却下するようなことがあれば、《必ずや、住民内に騒乱と無秩序をひきおこす》だろうと警告していた。また、県内の一地主の殺害の件につき報告を行った人物は、

《農民の公正な要求が満されねば……このような騒動は不可避である。それは一つの郷で始まり、一面の火事となって全国に広がるだろう。……農村はすぐに農民ソヴェトも土地委員会も自分たちのところから追立てるだろう。我々はそれ「農村―引用者」に現在まで、言葉だけしか与えていない」と、その報告を結ばねばならなかった。ここでも情勢は切迫していたのである。

九月七―八日、スイチュエフカ村で蜂起の火の手が上ると、予想通りまたたく間に県内に拡大していった。この事態を前に、十二日に、県内の主要な社会組織・政府機関の代表――主体はエスエル――が会合を開いた。彼らは従来の立場を變更し、《土地委員会及び食糧委員会は共同して、その地区にある全ての私有地を、全ての付属地・農業資産とともに完全かつ正確に登録し、県土地参火会により与えられるであろう指令に従い、領地を自己の管理下に掌握せねばならない》という内容の命令第三号を作成し、翌日自らの責任で公にしたのであった。⑤ 数日後、県のエスエル党会議も、《全ての私有地を、即時土地委員会の管理及び保護下に移すことを必要とみなす。これは、臨時政府の命令を待たずに、県参事会の命令でなされねばならない》と決定し、実質的に命令第三号を承認した。⑥

勿論、この措置は、農民の自発的行動を容認したものでは決してなく、十一月末開催予定の制憲議会まで土地を保全するための緊急避難行為とみなすべきものであった。とはいえ、タムポフのエスエルたちは、農民蜂起という現実を前に、自党の権威を失わぬために、党中央が政府を通じ実現しえなかった措置を、自らの責任で実行に移したのである。先に述べたように彼らは決して党内左派と呼ばれるべき人々ではなかっただけに、このことの意味は決して小さくはないのである。

一方、ケレンスキー政府は、九月八日命令九一一号で七月八日付のコロニコフ將軍の命令を全国に拡大して適用し、農民運動に弾圧的態度で臨んでいた。⑦ タムポフの事件について、ラキートニコフらが、それは農民が《革命、そして革命的臨時政府への信頼を失っていることの恐るべき証左》であるとし、命令第三号の撤廃は無理と進言したが、それも受

入れられなかった。政府は、農民運動が生起している県に、それと闘うための特別委員会を設置することを命じる〔九月二十八日〕など、弾圧的態度をくずさなかった。

この間、九月十日のペトログラト党第七回会議にみられるように党内左派勢力が急激に振張し、民主会議において地方農民ソヴェト代表の多くが左派を支持するという事態に足元を脅かされながら、エスエル中央指導部内で、政府の構成をめぐる対立が生じていた。党主流派内部でチェルノーフらが、左派とは一線を画しながらも、ケレンスキーに対する批判を強め、カデットとの連立は農民にとり受入れられない、農村と国内の平穩は、党のプログラムを即座に実行しうる政府のみが保証するのだと主張したからである。また、党機関紙上でも、地方における土地委員会への弾圧に対する批判が強まっていた。

このような事情を考慮すれば、党中央機関紙が、先の特別委員会に関する政府決定の翌日、弾圧のみを優先していると政府の措置を批判し、三十日には、件の命令第三号の全文とともに、チェルノーフの《唯一の方法》と題する論説を載せたのも当然であったといえるのである。

この論説で彼は、最も恐れていた農民反乱が起ってしまった以上、党に残された唯一の途が、《これまでの遅れを清算し……ブランクを一つの断固とした行動で補うこと》つまり、タムボフをはじめとしてその隣接諸県で相次いでとられた方策＝土地の土地委員会への移管を承認し、《それを、全国的法規とすること》だと主張したのである。

問題の所在は誰の目にも明らかであった。一エスエルの表現をかりれば、農村の悲劇は、《それが現在、法律の保護の外で生活しており、革命〔政府と読め―引用者〕が……農村の《土地と自由》のための闘いに援助を与えなかった》ということにあった。それゆえ、中央のエスエルたちが、自党の名譽をまもり、農民の怒りを静め、制憲議会まで土地を保全することを望むならば、土地委員会への土地の即時移管を達成する以外に途がないことは、チェルノーフならずとも自明の理であった。

しかし党中央委員会は、結局は、すでに公式にはともかく実質的には黨員とは名ばかりのケレンスキーが、カデットを含めてつくりあげた新政府を容認し、十月初めにはそこに農相としてマスロフを送り込み、すでに失敗した試みを再び繰返す道を選んだのであった。

チエルノーフはなす術もなく十月蜂起を前に首都を離れ、中央でのエスエルの最後の努力は、マスロフを軸として展開されることになる。

（六）

マスロフは入閣する際、党中央委員会と全ロシア農民執行委員会の要求をいれ、逮捕された土地委員会メンバーの釈放と、土地関係法案の政府審議を条件として出した。^④前者について彼は、首相や法相の承諾を得、実際に中央土地委員会の資料をもとに釈放が行なわれたという。^⑤第二の条件で、中心となっていたのは、いずれも懸案の土地関係調整法案と土地委員会規約改正案であった。

前者は、それまでの法案をもとに、全ての土地を土地委員会の管理下に移すという規定を入れるために、一週間を費してそれに改訂を加えたものであった。^⑥後者に関しては、七月なかばの中央土地評議会案がその時、政府の承認を得られなかったことは先に述べた。その後、八月末に政府は委員会に財務官僚を加える決定をしたがさほど重要な変更ではない。^⑦ここで問題にしているのは、九月半ばにヴィフリャエフが作成し、それに中央土地評議会が実質的に旧案を復活する形で修正を加え、十月十三日に最終的に採択して政府に提出していたものである。^⑧それは、郷土地委員会の設置を義務づけたり、土地委員会にソヴェト代表を正式に加えたりする規定のほか、制憲議会まで地方土地委員会の管理下に、山林や水系とともに全ての農用地を入れるとの条項を含んでいた。^⑨それゆえ、土地委員会を中心とした土地の管理について具体的に規定した土地関係調整法案とは表裏一体の関係にあった。

一方、この《土地委員会による土地及び農業関係調整規則》と題された法案は、この年エスエル中央の指導者たちが、農業・土地問題で彼らのいう経過措置を、具体的にはどう考えていたかを何よりもよく示している。

それは、全ての農用地は制憲議会による土地問題の解決まで地方土地委員会の管理下に入るとの規定が始まる。管理とは、(1)農用地の登録、(2)土地所有権の変更・移動等の監視、(3)所有者や借地人が、農用地の価値を下落させるのを防止すること、(4)臨時借地フォンドの形成と住民への提供、(5)借地関係の調整、(6)集約経営、特殊栽培の保全措置、等を意味するとされていた^⑤。このことは、彼らが、土地委員会による土地の管理を、これまで通り、地主と農民の上に立つ土地委員会のもとで、農業生産力を維持し、借地フォンドをつくるなど従来の生産関係を一部手直ししながら、土地社会を決定すると彼らが考えた制憲議会まで土地を保全するための方策とみなしていたことを裏付けているといえる。

その意味で、この法案の眼目として、十月十八日にエスエルが党機関紙で公表した臨時土地フォンドに関する部分の内容も、当然、彼らの従来の立場からいくらかも出たものではなかった。この部分の要点を列挙すれば次のようになる。

国有地及び以前の御料地のほかに、(1)最近五年のうち三年以上貸出されていた土地、(2)最近五年間、全く農民の農具によって耕作されていた土地、(3)価値下落や不耕のおそれがあり、所有者等から収用された土地、(4)現在、借地経営されている土地、(5)任意の供出地、から臨時借地フォンドをつくる。もし、住民の土地不足がひどい場合には、所有者自身の経営地の一部も算入しうる。ただし、生産に目立った損失をもたらさないという条件がつけられ、いかなる場合も、所有者、その家族、従業員、労働者、家畜のために必要な耕地等は残される。また、庭地、ぶどう園、ホップ畑、建物敷地、ビート等の栽培植物用地は最初から除外されている。以上のような借地フォンドへの土地の算入は郡土地委員会が行ない、郷土地委員会がその土地を自己労働で耕作する経営体間で分配する。その際、生産手段をもつ経営体の方が有利なあつたか^⑥を受け取る。いずれにせよ、それらの土地に対する借地料は土地委員会が決定し、税等を控除した残額は所有者に支払われる^⑦。

このようなものが、五月以降政府内で農相のポストを独占してきたエスエルが、最後につくりあげた法案の中心部分の内容であった。そして、先に述べたような逼迫した状況の中で、党中央委員会がなした事は、この法案を《党の農業綱領の実現への大きな一歩》とみなし、全ての党組織に、それを精力的に宣伝し、大衆に知らせるよう指令することと、マスロフが政府にそれを採択させるのを期待して待つばかりにはなかったのである。

政府はこれらの法案をまとめて審議しはじめたが、政府内の状況は決してマスロフにとり楽観を許すようなものではなかったようである。⑤ それでも、マスロフによれば、十月二十日には土地関係調整規則の、土地委員会への土地の移管に関する最初の原則的部分が、二十四日にはⅡⅢ部が政府により採択されたという。しかし、《ポリシェヴィキの行動》、「マスロフ」のため、法案の最終的な審議は延期された。そして、臨時政府の消滅とともに、エスエルたちが最後の期待をかけた土地関係法案は、そのまま陽の目を見ることなく終わったのであった。⑥

この間、九月に始った農民運動の新たな昂揚は、数的にも形態においても新たな質を獲得し、中央農業地帯・ヴォルガ河流域を中心にかつてない高みにまで達していたのであった。⑦

- ① 最初の臨時政府にケレンスキーが入っていたが、その時には、党指導者の一人ゼンシノフ、B. M. Зензинов は、彼は党より派遣されたのではなく、当時の反連立という党の政策とは矛盾しなくと説明した。〔B. Зензинов, «Представительство революционной демократии в Правительстве», 《Дело Народа》 No. 22 (IV.19)〕
- ② 五月三日、党のヤエロヴナート諸組織合同会議の決定。〔《Дело Народа》 No. 40 (V.4)〕
- ③ И. П. Черепин, Воспоминания о Февральской Революции, Париж, 1963, кн. I, стр. 450-1; Victor Chernov, The Great Russian Revolution (translated and abridged by Philip E. Mosley), New York, 1966, pp. 234-236.
- ④ 政府規約では、郷土地委員会は郷会選出の五人の委員と三人の副員となる。政府が郷自治機関臨時規約を公けにしたのは五月二十一日のことである。〔Советы, т. I, ч. II, стр. 297, 338-344〕
- ⑤ См. 《Дело Народа》 No. 49, (V.14)
- ⑥ 《Известия Главного Земельного Комитета》 No. 1, (VII.15), стр. 4. [以下《Известия ТК》と略す]
- ⑦ Бйхоフスキーによれば、二十五人の委員のうち、エスエル・ルートヴィキと人民社会党各一、残りは無党派もしくはカデットであった。〔III часть, стр. 257〕
- ⑧ 地方土地委員会の設立状況について、Бйхоフスキーは農民執行委員会での報告で、七月までの段階で、五月に七県三十八郡、六月に三

- 十五卷三四八十一號 中野博士談話錄 卷四十一三四四四一十一號より
 不審中野博士の事。〔Советы, т. 1, ч. II, стр. 256; 《Дело Народа》
 No. 104 (VII-19)〕
- ② 《Известия ГЭК》 No. 1, (VII-15) стр. 17~19; 《Дело Народа》
 No. No. 54 (V-20), 55 (V-21)
- ③ 《Известия ГЭК》 No. 1 (VII-15) стр. 19, 23; П. Н. Першин,
 Аграрная Революция в России. М., 1966, кн. 1, стр. 295.
- ④ См. Советы, т. 1, ч. 1, стр. 230, 234; 《Дело Народа》 No. No.
 78 (VI-18), 82 (VI-23), 84 (VI-25), 85 (VI-27), 90 (VII-2);
 《Известия ГЭК》 No. 1 (VII-15) стр. 23~27.
- ⑤ См. 《Дело Народа》 No. 65 (VI-3); 《Известия ГЭК》 No. 2~3
 (VIII-1-15), стр. 3~7; И. Г. Церетели, Указ. соч., кн. 1, стр. 460;
 Чернов, *op. cit.*, p. 237.
- ⑥ Церетели, указ. соч., кн. 1, стр. 460; Чернов, *op. cit.*, p. 236.
- ⑦ 《Дело Народа》 No. 57 (V-25); III съезд, стр. 100.
- ⑧ 憲法起草の中心に鐵腕大將のシユクナンハベクシェフ 全武徳の総
 論 卷之四。〔《ДелоНарода》 No. 59 (V-27)〕
- ⑨ Советы, т. 1, ч. II, стр. 302~305; Церетели, указ. соч., кн. 1,
 стр. 462~4; Чернов, *op. cit.*, p. 237.
- ⑩ 《Дело Народа》 No. No. 68 (VI-7) 85 (VI-27); Церетели, указ.
 соч., кн. 1, стр. 472.
- ⑪ 《Известия ГЭК》 No. 2-3, (VIII-1-15) стр. 23~24; 《Дело Народа》
 No. No. 82 (VI-23), 90 (VII-2) 本キーデチント母後ジ、土地家賃
 金への土地の移管に關する法案は六月二十九日、政府に提出された
 が、一月以上放置されたが、後述の如く。〔《Наша тактика в земельном
 вопросе》 《Дело Народа》 No. 25 (XI-21)〕
- ⑫ См. Н. К. Фигуровская, Банкротство 《Арапной Реформы》 Бружжуа-
 зного Временного Правительства. 《Исторические Записки》 т. 81,
 1968, стр. 45~46.
- ⑬ См. Красный Архив, т. 2 (15), 1926, стр. 41~45.
- ⑭ П. Першин, Крестьянские Земельные Комитеты в период подго-
 товки Великой Октябрьской Социалистической Революции. «Вол-
 росы Истории», No. 7, 1948, стр. 71~73.
- ⑮ Красный Архив, т. 2 (15), 1926, стр. 43.
- ⑯ Советы, т. 1, ч. II, стр. 334~335; Н. Ракинников, «Министерство
 юстиции и земельные комитеты» 《Дело Народа》 No. 178 (X-12)〕;
 А. Шестаков, Крестьянские организации и первый... «Пр. Рен» No.
 5 (64), 1927, стр. 64.
- ⑰ Першин, указ. стр. 74~77; Осипова, указ. соч., стр. 115, 118~
 120, 130, 140~156.
- ⑱ Першин, указ. стр. 78~80.
- ⑲ 《Известия ГЭК》 No. 2-3, (VIII-1-15) стр. 10~11.
- ⑳ 《Дело Народа》 No. 91 (VII-4); Фигуровская, указ. стр. 45
 ~49.
- ㉑ 《Известия ГЭК》 No. 2-3, (VIII-1-15) стр. 11~12.
- ㉒ Советы, т. 1, ч. 1, стр. 271~275; Осипова, указ. соч., стр. 131~132.
- ㉓ Советы, т. 1, ч. 1, стр. 275~276.
- ㉔ Краткий отчет о работах четвертого съезда партии социалистиче-
 ского революционного Петроград. 1918, стр. 109. [271- IV съезд 27
 4〕
- ㉕ Там же, стр. 109; Церетели, указ. соч., кн. 1, стр. 272-3;
 Чернов, *op. cit.*, p. 243.
- ㉖ 《Известия ГЭК》 No. 2-3, (VIII-1-15) стр. 17~20; Чернов,
op. cit., p. 239.

- ⑳ См. «Дело Народа» No. 215 (X. 21).
- ㉑ Советы, т. 1, ч. II, стр. 304~309.
- ㉒ «Дело Народа» No. 114 (VII. 30)
- ㉓ Советы, т. 1, ч. II, стр. 169; Морозовиц, указ. соч., стр. 151, 158; Кравчук, указ. соч., стр. 31.
- ㉔ 例えは人民社会党の機関紙「ペチャヤノフ」Чанов 氏の「農務省は地方の自然発生的な破壊活動をなすばかりか、実質的のむねを認めずして之を非難す也」。[См. Морозовиц, указ. соч., стр. 122; IV съезд, стр. 110.]
- ㉕ «Известия ГЗК» No. 2—3 (VIII. 1-15) стр. 4~5; Советы, т. 1, ч. II, стр. 335~337; Першин, указ. соч., кн. 1, стр. 382~383.
- ㉖ ノゴロノヤガ 例えは八月一日付の農務次官トキエドリノトの県土調査員録「命令」を讀むノコトヲ示ス。[См. «Известия ГЗК» No. 6 (X. 1) стр. 4]
- ㉗ «Вопль деревни» («Дело Народа» No. 115 (VIII. 1)): Першин, указ. соч., кн. 1, стр. 383~389; Осипова, указ. соч., стр. 191~193.
- ㉘ 第四回党大会「中央委員報告」を行つたヤンシノノヤガ 彼の華北「新農」の聲を述べたコトヲ示ス。[IV Съезд, стр. 68~69]
- ㉙ См. К. В. Гусев, X. А. Еринин, указ. соч., стр. 155~158.
- ㉚ «Дело Народа» No. 124 (VIII. 11)
- ㉛ «Дело Народа» No. 122 (VIII. 9); Советы, т. 1, ч. I, стр. 235; Чернов, op. cit., pp. 247~248.
- ㉜ «Дело Народа» No. 122 (VIII. 9); «Известия ГЗК» No. 4-5 (IX. 1-15) стр. 7~8.
- ㉝ Чернов, op. cit., pp. 248~249; Осипова, указ. соч., стр. 179~180, 195.
- ㉞ Н. Ракигинков, «Наша тактика в земельном вопросе» («Дело Народа» No. 215 (XI. 21); Осипова, указ. соч., стр. 179~180, 195.
- ㉟ Чернов, op. cit., pp. 249~250.
- ㊱ Н. К., «В деревне» («Дело Народа» No. 134. (VII. 24))
- ㊲ См. Советы, т. 1, ч. I, стр. 239.
- ㊳ Там же, т. 1, ч. I, стр. 241~242.
- ㊴ См. «Дело Народа» No. 142. (VIII. 31)
- ㊵ Кравчук, указ. соч., стр. 35, 231.
- ㊶ См. Советы, т. 1, ч. II, стр. 81~82, 84. 4名ノ大会は同時に「ペチャヤノフ」の編輯「制憲議會報告」に向けたトキエドリノ報告ニ對シテ報告を支持スルコトヲ決定シタルヲ示ス。
- ㊷ Там же, стр. 82.
- ㊸ Там же, стр. 83~84.
- ㊹ «Всем земельным и продовольственным комитетам и всем крестьянам Тамбовской губернии» («Дело Народа» No. 169 (IX. 30); Советы, т. 1, ч. II, стр. 81~82.)
- ㊺ «Дело Народа» No. 165. (IX. 27)
- ㊻ この聲 例えは九月十九日に県農民大会が採択した農民「のまご」を見よ。[Советы, т. 1, ч. II, стр. 88~89]
- ㊼ «Революционное движение в России в Сентябре 1917г. Общациональный кризис» М., 1961, стр. 221~222.
- ㊽ «Экономическое положение России накануне Великой Октябрьской Социалистической Революции» ч. 3, Л., 1967, стр. 259. 4名「現地の司法機關はたゞ動きたる」内務次官の十月七日付の命令第三号に對する説明を県「ペチャヤノフ」要求したコトヲ示ス。[Советы, т. 1, ч. II, стр. 93, 97]
- ㊾ «Революционное движение в России в Сентябре 1917г....» стр. 245.

- ① 《Дело Народа》 No. 152. (IX-12) ; И Штейнберг, Ор фобизм по Октябрь 1917г., Берлин-Минск, стр. 89~92, 100.
- ② Совет, т. 1, ч. II, стр. 283~285.
- ③ Там же, т. 1, ч. II, стр. 283.
- ④ См. И. К., 《В деревне》 [《Дело Народа》 No. 135 (VIII-24)]; Анатан Антоветский, 《В деревне (О работе зем. ком.)》 I, [《Дело Народа》 No. 162. (IX-23)]; П. Дубровский, 《По России》 [《Дело Народа》 No. 165. (IX-27)]
- ⑤ См. 《Дело Народа》 No. 167 (IX-29)
- ⑥ Виктор Чернов, 《Единственный выход》 [《Дело Народа》 No. 168 (IX-30)]
- ⑦ А. Панкратов, 《Трагедия деревни》 [《Дело Народа》 No. 173 (X-5)]
- ⑧ См. А. Антоветский, 《В деревне》 II [《Дело Народа》 No. 170. (X-3)]; С. Калинин, 《Здесь не может быть уступок...》 [《Дело Народа》 No. 182. (X-17)]
- ⑨ 十二月初、第四回党大会で、タレンスキーは七月末以後、党代表を兼ねないべしとの趣旨の発言がなされた。また、第三回大会以降、彼が党中央委員会に報告し顔を曇せたのは、たまたま一度だけのことである。[IV съезд, стр. 91, 94]
- ⑩ 《Дело Народа》 No. 183. (X-18); IV съезд, стр. 69, 104.
- ⑪ 《Дело Народа》 No. 183 (X-18); IV съезд, стр. 104. たまたま中
- 央の誤解を招いた事だとの事である。[Chernov, op. cit., p. 280]
- ⑫ 《Дело Народа》 No. 183 (X-18); IV съезд, стр. 104.
- ⑬ 《Известия ЦК》 No. 6 (X-1) стр. 2.
- ⑭ Совет, т. 1, ч. II, стр. 311, 317~318.
- ⑮ Там же, т. 1, ч. II, стр. 311~317.
- ⑯ Там же, т. 1, ч. II, стр. 322~323.
- ⑰ 1) Совет, т. 1, ч. II, стр. 327~328.
- ⑱ 2) Совет, т. 1, ч. II, стр. 327~330.
- ⑲ 《Дело Народа》 No. 184 (X-19)
- ⑳ 例として山林関係の雑誌の「圈内のナト」などが、プロロンがそのような状況下で政府に仕事を続けなければならないならば、女共産党のこの返答をどうする。[《Дело Народа》 No. 179 (X-13)]
- ㉑ IV съезд, стр. 104; 《Известия Всероссийского Совета Крестьянских Депутатов》 No. 148 (X-28). それゆえ、ナトはまた、ワリシキの行動がなされた雑誌を通じたはずだと主張した。[См. Подарок Бониченков помещикам, 《Дело Народа》 No. 190 (X-27)]
- ㉒ Осипова, указ. соч., стр. 224~226.

おわりに

以上ごく大まかにではあるが、一九一七年二月より十月に至る間、エヌエル、とくにその中央の指導者たちが、農業・

土地問題に対してとった基本的な立場、そして、その実現をめざした彼らの行動についてみてきた。

この問題で彼らが究極的にめざしていたことは、早急に召集されると考えられた制憲議會で、彼らの宿願であった土地社会化法を通すことであった。そして、制憲議會までの間を土地社会化のための準備期間とみなし、彼らは、その間は《地主支配の漸進的排除》を行なうという立場をとった。そのため一部左派の人々を除けば、地主地の組織的略奪といった形で、土地改革を即時実行するという姿勢はみられなかった。

彼らの考えは具体的には、土地所有権など根本的な問題に抵触しない範囲で、一方で、農民に有利になるような現状の修正——借地関係の調整など——を加えながら、他方で、土地委員会という《大衆の満されぬ欲求の爆発を防止しうる：…地方の国家権力機関》^①を介在させることによって、土地の売却等を企る地主からも、略奪に走る可能性のある農民からも土地を保全するということにあった。そして、同時に、臨時政府の支配のもとで、農民をソヴェトという形で自党の影響下に組織することを目指したのである。それは一面では、来るべき制憲議會選挙における自党の勝利を確保する——事実そのとおりになった——ためであり、他面では、それを基盤として土地委員会をはじめとする様々な執行権力機関を掌握し、更には、政府に然るべき施策を行なわせるよりどころにするためであった。

ともかく、《土地と自由》という農民の心情にマッチした標語を掲げたエスエルたちは、二月以降はつきりと自らの意思で歩く可能性をえた農民の内部に容易に食い込むことができた。彼らは、活動者會議的性格が強かったとはいえ農民ソヴェト内で圧倒的優位を確保しえた。また、地方の土地委員会や種々の委員会などでも、大きな影響力をもつことができた。

だが、エスエル中央の指導者たち——多くは同時に、農民ソヴェトの中央組織や中央土地委員会の中心メンバーでもあった——は、先に述べたような方針を実現するための前提として、まず政府による諸々の土地法案の採択・実施をめざした。五月には連立政府を形成し農相のポストを確保したが、事はなかなか進捗しなかった。かえって政府は、中央からの

然るべき指令のないまましばしば實際的決定をしなければならなかった土地委員会等に対し、抑圧的態度をとったのである。中央のエスエル指導者たちは、彼らの用意した法案を政府に採択させることもままならず、地方の土地委員会等に有効な支援を与えることができぬまま、連立政府の泥沼の中で次第に身動きがとれぬようになっていった。

党内で独自の動きを示していた左派の人々が、この問題でも党中央への批判を強めたのは当然であった。八月末からは、それまで農相であり党中央の一翼を担っていたチェルノフらも、状況を打開しようとして、カデットぬぎの政府の樹立を主張するようになった。しかし結局は有効な手がうたれぬまま、彼らは九月の大規模な農民反乱を迎えねばならなかった。それは、それまでのエスエル中央指導部の農業・土地問題における方針が事実上破綻したことを示していたといえる。このような中で、十月に入り彼らが行った最後の立法の試みも、彼らが政権の壁から放り出されたために実を結ぶことなく終わったのであった。

その背景に、土地問題ばかりでなく、本稿ではとりあげられなかった戦争の問題などでの彼らの政策の行詰りが、都市部、更には軍隊内で彼らに対する支持の急激な減少をもたらししていたという情勢があったことは改めて述べるまでもなからう。また、同様の傾向が農村内にもみられたことは、農民運動の激化という事実からも窺い知ることができる。だが、中央におけるエスエルの失脚がそのまま彼らが農民の支持を失ってしまったことを意味したわけではない。詳しくは別稿に譲らねばならないが、そのことは、十一月の制憲議会選挙でなおも農民票の多くが、党内左翼がまだ未分離であったとはいえエスエルの名簿に投じられたということ一つをとってみても明らかである。もちろん、中央指導部の方針が行詰っている中で、左派の人々は勿論のこと、地方の農民ソヴェト等の組織・機関で活動していた地方の党員たちの中にも、タムボフの例にもみられるように、いざという時には自らの責任で必要な措置をとり、そのことにより党の権威をあげていた人々がいたことを忘れるべきではなからう。

党は、八ヶ月間《待て》といってきたわけではない。連立政府のみじめな成果で、エスエルの農業問題における戦術を

判断すべきでない。それは、多くがエスエルのだった土地委員会等の活動によって知るべきなのだ。ラキートニコフは十一月末にこのように主張している。^② たしかに、この主張は一面の真理を含んでいるが、彼自身が党指導者の一人であり農務次官であったことを考えれば、ひどく言い訳じみた響をもっているといわざるをえない。それは、彼ら中央の指導者たちの政治的失敗と、左派を含めた地方の黨員たちの活動との落差を浮き彫りにしているにすぎないといえ、酷にすぎるだろうか。

ともかく、十一月末に第四回党大会が開かれた時には、すでに党内左派の人々は新たに党を創り、エスエルの最大の支持基盤であった農民ソヴェトの組織も割るという行動に出ていた。この大会で一代議員が、《党は、社会革命をめざす闘いをほとんど行なわなかった》^③と、自責の念にかられながらも、きびしく党の活動を批判的に総括しているが、少くとも党中央指導部については結果的にはそういわれても仕方がないであろう。農業・土地問題を例にとっても、本稿でみてきたように、権力問題での方針を是正することによってそれが十分に可能であり、またそうすることがせひとも必要であった時に、彼らには自らの基本的な主張をなんとしても貫き通すという姿勢が欠けていたといわざるをえないからである。

いずれにせよ肝心なことは、半年以上前に彼らが予想していたのとはちがいが、十月末に権力の中核から追われるまで彼らが自らの手で然るべき措置をとれず、かえって、彼らからすれば法的効力はないとはいえ、第二回労兵ソヴェト大会が彼らの主張を盛込んだ土地に関する布告を採択したという事実である。このような状況の中で、彼らは、地方の土地委員会などなお農村部において根強い影響力を保ち、制憲議会においても第一党の地位を確保しえたといえ、結局は、政治的な主導権を失ったまま制憲議会で念願の土地社会化の法律を制定することに全てをかけたざるをえない、極めて不利な立場に追いこまれてゆくことになるのである。

① Виктор Чернов, «Единственный выход» [Дело Народ] No. 168

[IX.30]

Народ] No. 215 [XI.21]

③ IV съезд, стр. 45. [Р. П. Утров]

② Н. Ракинников, «Шаги тактика в земельном вопросе» [Дело

(京都大学大学院生)

Seeing his assertion that *artes* aim at *sapientia*, the fruits of which are *amor boni* and *virtutum cultus*, and that the potentialities of one's natural talent are realized by pursuing *artes*, we can consider his view of learning essentially practical rather than specially philosophical or theological. Secondly, I examine his attitude to the *auctoritas* and his distinguished character of "moderation". The most important thing for him is to search the truth. Therefore, he attached great value to the classical authors (*auctoritas*) not because they were ancients but because they told the truth: and if only the truth was pursued, he did not adhere to the complicated varieties of the ways to it.

Some Reflections on the Agricultural
Policy of the SRs in 1917

by

Yoshikazu Isshiki

The Socialist Revolutionaries, the successors to the Russian Populists of the nineteenth century, had the settlement of the land problem in Russia as their main political object. The Revolution of 1917, though it was brought about by the spontaneous action of the people, was the first occasion when the SRs had every chance to put their land program, 'socialization of land' into practice.

This article is aimed firstly to clarify their policy on this problem at the time when the Provisional Government was formed and they got the support of the working masses, secondly to follow the measures they took to meet the unstable political and social situation during the fateful eight months and lastly to trace from these analyses one of the origins of their political decline and fall in the second half of this year.